

司法修習生の谷間世代問題 をご存知ですか？

司法試験に合格後、法律で義務付けられた司法修習を行う者を「司法修習生」といいます。

戦後の新憲法の下で始まった司法修習につき、第1期司法修習生から旧65期までは公務員に準じた給与が、71期以降は基本月額13.5万円の修習給付金が支払われています。

しかし、新65期から70期のわずか6年間のみ、国(最高裁判所)が申請者にお金を貸し付ける「貸与制」が採られ、彼らだけが制度の「谷間」に陥っているものの、なんら是正措置が採られていません。

この「谷間世代」は全法曹(裁判官・検察官・弁護士)の約4分の1にあたる約1.1万人にのぼります。谷間世代の当事者からは、経済的・精神的理由により活動が制限されるとの声があがっており、私たちは、このような不公平・不平等な状況が解消されることで、誰もが輝く力強い司法が実現されるよう求めています。この実現へ向けた運動を全国的に発展させるため、「全国リレー市民集会」を各地で開催します。

中部地区で行う本市民集会では、谷間世代解消のための具体的方策として「基金制度」を創設することについて、新聞記者の方々をお招きして意見交換をするとともに、この国の司法の在り方について皆様と一緒に考えたいと思います。

ぜひお気軽にご参加ください！

入場無料
2025.10/13

↓会場MAP



14:30～16:00

愛知県弁護士会館5階ホール
名古屋市中区三の丸1-4-2

会場アクセス

地下鉄「丸の内」駅 1番出口より 徒歩約7分
地下鉄「名古屋城」駅 6番出口より 徒歩約9分

内容

谷間世代への基金制度の説明
谷間世代当事者の声
谷間世代や基金制度についての座談会

読売新聞社 大場暁登さん
中日新聞社 小嶋麻友美さん
朝日新聞社 石垣明真さん
ほか愛知県弁護士会の弁護士

お気軽に
ご参加
ください

主催 愛知県弁護士会
共催(予定) 日本弁護士連合会
中部弁護士会連合会
三重弁護士会
岐阜県弁護士会
福井弁護士会
金沢弁護士会
富山県弁護士会



↓至栄



谷間世代への
基金創設実現のための

全国リレー市民集会in中部

東京
↓
仙台
↓
福岡
↓
愛知
↓
札幌
↓
広島
↓
神戸



愛知県弁護士会
公式キャラクターひまるん

そもそも、「司法修習生」って何をしているの？



司法修習生は、全国各地の地方裁判所に配属され、生の事件に接する研修(実務修習)を約10ヵ月、埼玉県和光市の司法研修所での研修(導入・集合修習)を約2ヵ月行います。

実務修習中は、裁判所だけでなく、検察庁、弁護士の法律事務所にも配置され、裁判官・検察官・弁護士全ての立場の経験を積みます。

【裁判所では】

判決書の案を書いたり、裁判に立ち会ったりします。

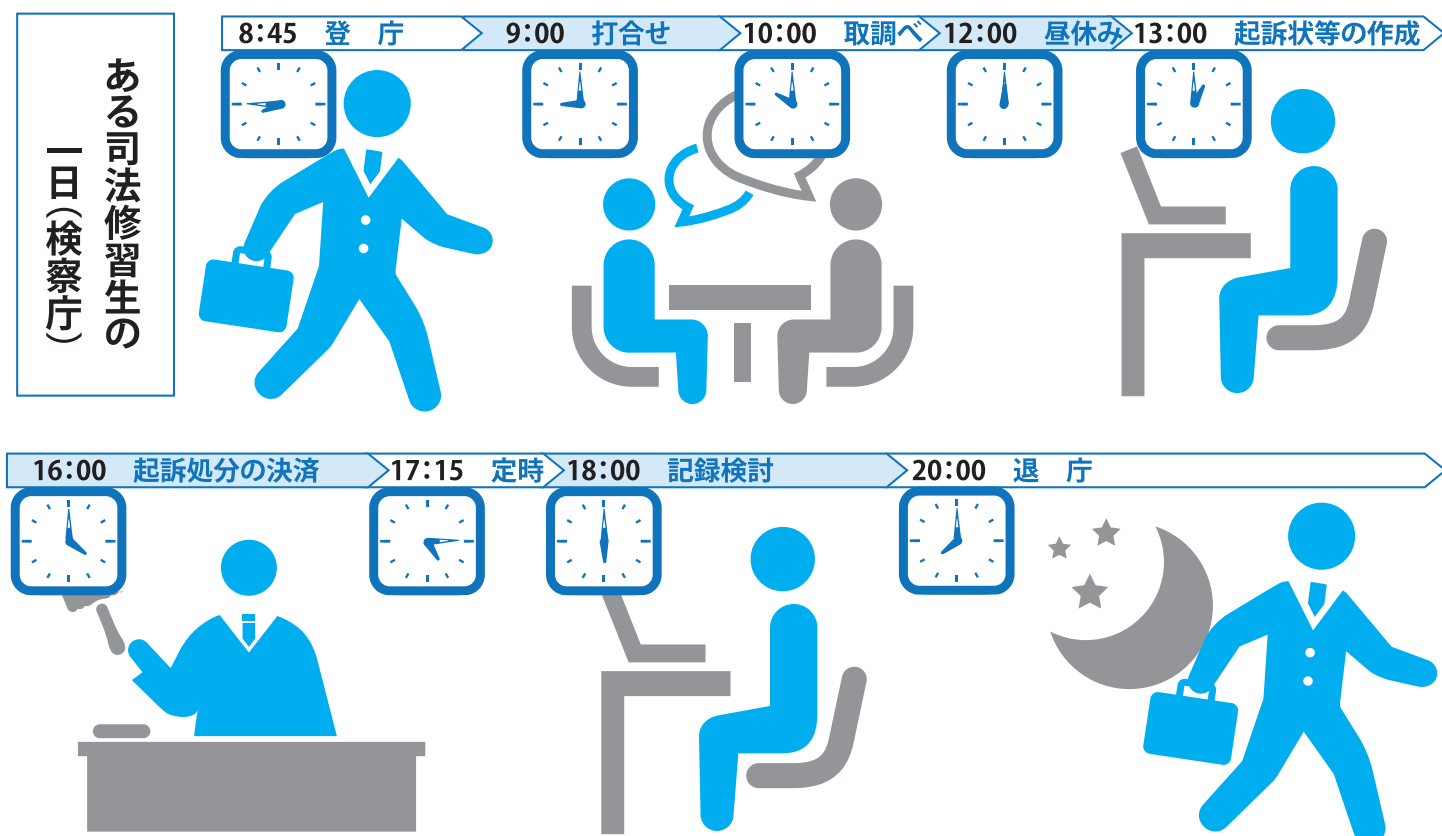
【検察庁では】

実際に罪を犯したと疑われている人の取調べを行い、その人を起訴するか否か(裁判にかけるか否か)を検討して検察官に意見を述べ、必要な書類を作成したりします。

【法律事務所では】

法律相談や打合せへの同席、訴状等の書面案の作成、裁判への同行等、あらゆる弁護士業務を経験します。

このような司法修習を受けて知識と経験を積み、司法修習の最後に行われる論述型筆記試験に合格すると、晴れて裁判官・検察官・弁護士としてデビューできるのです。



「谷間世代」ってなに??



司法修習は、市民の権利を守る弁護士や裁判官・検察官を国が責任をもって育てる制度で、平日フルタイムで行われます。司法修習生は集中して司法修習に取り組むことが求められ、夜間休日の空き時間も原則としてアルバイト等は禁止です。そのため、戦後間もない1947年から司法修習生の身分は準公務員とされ、国から公務員に準じた給与が支払われていました。

ところが、2011年11月から給与が廃止されて無給となり、生活費を自分の貯金等で賄えない人には、国(最高裁判所)がお金を貸すという制度に移行したのです。

その後、2017年4月には再び法律が改正され、司法修習生に一定の給付がなされるようになりましたが、月額13.5万円と以前の給与水準には達していない状況です。しかも、2017年の法改

正までのわずか6年の間に司法修習を行った司法修習生に対しては、2017年の法改正の際、是正・救済措置はなんら採られず、司法修習生の取り扱いに不平等が生じたままの状態です。

この司法修習が無給だった時期に司法修習生だった新第65期から70期までの人たちのことを、「谷間世代」と呼んでいます。

だから「谷間世代」の問題について知ってほしいな

10/13 祝の「全国リレー市民集会 in 中部」へ行こう！

